

社団法人 山口県トラック協会

ドライブレコーダー導入促進助成金交付要綱

平成19年8月21日制定

平成21年3月24日改正

(目 的)

第1条 この要綱は社団法人山口県トラック協会(以下「本会」という。)の会員事業者が、ドライブレコーダー等を購入またはリースにより導入する際、本会が代金の一部を助成することとし、もって、交通事故防止、エコドライブの推進に資することを目的とする。

(助成対象機器)

第2条 助成の対象とする機器は、新たに購入またはリースにより導入する所謂ドライブレコーダー(交通事故或いは急ブレーキ、急発進など危険運転及び不経済運転の状況を映像により日時、場所、状況を記録し、解析器を使用して確認出来るもの。)とし、解析機器等(パソコンは除く。)と車載器に分けて行う。

(助成金の交付額)

第3条 助成金の交付額は、「別表」に示すとおりとする。

2 消費税は、助成の対象外とする。

(申請手続き)

第4条 助成を受けようとする会員事業者は、様式1の「ドライブレコーダー導入促進助成金交付申請書」に必要事項を記入の上、本会へ1部提出するものとする。

(交付決定)

第5条 本会は、前条の申請があった場合には、予算の状況等を勘案し、交付の可否を決し、その旨を、申請事業者あて通知するものとする。

(申請の変更・取下げ)

第6条 事業者は、交付決定後、申請内容を変更するとき、または、交付を辞退するときは、様式2の「ドライブレコーダー導入促進助成金交付申請(変更・取下)届出書」を本会に提出しなければならない。

(実績報告及び助成金の請求)

第7条 導入した事業者は、様式3の「ドライブレコーダー導入実績報告書(助成金交付

請求書)」により、添付書類と共に本会に対し請求するものとする。

(助成金の交付)

第8条 本会は、前条の「ドライブレコーダー導入実績報告書(助成金交付請求書)」の提出を受けたときは、速やかに報告書の内容を審査し、適正と認めるときは、第3条に定める助成金を交付する。

(財産処分の制限)

第9条 会員事業者は、交付対象の機器を導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、本会の承認を得た場合はこの限りでない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他、助成金の交付に関するその他の必要事項は、本会がこれを別に定める。

附 則

第1条 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

第2条 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。